

令和7年9月下旬から新しい地番（番地）になります。

菅谷高畑土地区画整理事業は平成9年10月から事業を開始し、皆様のご協力によりまして換地処分の公告日を令和7年9月下旬の予定で事務処理を進めております。

公告をいたしますと翌日から区画整理地区内のすべての土地が、新地番（新住所）を使用することになりますので、1日も早く慣れていただくよう、皆様のご協力をお願いいたします。実施にあたって、皆様に知っていただきたいこと、また必要な手続きについてお知らせします。

1. 所在地変更に伴う不動産登記及び商業登記の変更について（法人・事業所）

I 不動産の登記（土地・建物）

- ① 土地・建物の不動産の所在（表題部）は自動的に変更されるので手続き不要です。
- ② 不動産所有者の住所は、「会社法人等番号」の登記をすれば、スマート変更登記が利用できます。登記後は、法務局が職権で住所等の変更をします。

II 商業・法人の登記

- ① 不動産の所有者及び抵当権者の表示（住所）変更は、「会社法人等番号」の登記をすれば、スマート変更登記が利用できます。
- ② 本店及び支店（従たる事務所）の所在地は、本店は2週間、支店は3週間以内に手続きしてください。

2. 皆様に届出または変更の手続きをお願いするもの

	件 名 (手続きが必要なもの)	該 当 者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)
不動産登記	換地処分の公告後、数ヶ月間は土地区画整理により登記閉鎖となりますので、不動産登記の変更手続きは登記事務停止解除後にお願いします。				
	土地・建物の不動産の所在(表題部)	土地・建物の所有者	前橋地方法務局 高崎支局 (027-322-6315)	自動的に変更されるので手続き不要です。	
	土地・建物所有者の表示(住所)変更登記	土地・建物の所有者		令和10年3月末までに、会社法人等番号の登記を済ませると、スマート変更登記が利用できます。 ※法務局が職権で住所変更します。	・変更証明書 ・印鑑 ・登記申請書 ・委任状(委任する場合)
	抵当権者などの表示(住所)変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			
商業・法人登記	会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更	法人の代表者	前橋地方法務局 本局 (027-221-4466)	本店は2週間以内、支店は3週間以内に手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・登記申請書 ・委任状(委任する場合)
	本店及び支店の住所				
	会社などの印鑑登録			商業・法人登記の変更により自動的に変更されます。	
社会保険	労働保険 (労災保険・雇用保険)	事業主	高崎労働基準監督署 (027-322-4661)	すみやかに手続きをしてください。	・名称、所在地等変更届 ・印鑑
	厚生年金に加入 健康保険に加入	事業主	高崎年金事務所 (027-322-4299)	すみやかに手続きをしてください。	・適用事業所所在地変更届 ・変更証明書(法人:個人) ・印鑑
車検証等	自動車検査証等の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局 群馬運輸支局 (050-5540-2021)	お立ち寄りの際に手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・車検証
	軽自動車検査証等の住所変更	軽自動車(軽四輪・軽三輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会 群馬事務所 (050-3816-3109)	お立ち寄りの際に手続きをしてください。	・変更証明書 ・印鑑 ・車検証
保健所関係	医療機関、施術所、歯科技工所、薬局、医薬品・医療機器販売業等の所在地変更または開設者、管理者の住所変更	左記の医療機関等の開設者	高崎市保健所 保健医療総務課 (027-381-6111)	すみやかに手続きをしてください。	・変更証明書 ・変更届
	医療法人の所在地変更、定款変更及び理事長の住所変更	医療法人及び理事長		担当課へご相談ください。	
	理容所、美容所、クリーニング所、旅館営業、公衆浴場業の許可証の住所変更	左記の許可証をお持ちの方	高崎市保健所 生活衛生課 (027-381-6116)	すみやかに手続きをしてください。	・変更証明書 ・許可証
	食品営業許可申請事項変更届				
市登録業者関係	入札参加資格登録の住所変更	入札参加資格登録業者	ぐんま電子入札共同システム (ヘルプデスク 0120-511-306) 群馬県CALS/EC市町村推進協議会(県土整備部建設企画課内)	すみやかに手続きをしてください。	変更証明書
	少額工事請負希望申請の住所変更	少額工事請負希望登録業者	市役所契約課 (027-321-1211)	すみやかに手続きをしてください。	変更証明書

	件 名 (手続きが必要なもの)	該 当 者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)
金融機関等	(当座)預金通帳、定期預金証書、預かり資産 等	事業主(利用されている方)	各金融機関	金融機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	
	登録情報の変更	政府系金融機関を利用されている方	各政府系金融機関	すみやかに手続きをしてください。	・変更届(各政府系金融機関) ・変更証明書
民間保険	火災保険 損害保険 自動車保険	事業主(利用されている方)	各保険会社	保険会社によって対応が異なりますので、契約している会社にお問い合わせをお願いします。	
その他	上下水道の使用者住所及び納入通知書等の送付先変更	上下水道の使用者及び納入通知書等の通知が送付されている方	高崎市水道局料金課 (027-321-1283)	左記の連絡先にご連絡を頂くか窓口にて手続きをしてください。	納入通知書等に記載してあります「お客様番号」をお知らせください。
	電気、ガス 固定電話・携帯電話 インターネット 等	事業主(利用されている方)	契約先	すみやかに手続きをしてください。	契約先のホームページ又は事業所に確認してください。

(注) ・本手続き一覧では、全ての手続きを網羅しているわけではありませんのでご了承ください。事業形態・業種等により
その他必要となる手続きについてはそれぞれの機関にご確認ください。

※変更証明書は区画整理課換地担当で無料で発行します。

地番変更についてのお問い合わせは…

高崎市役所区画整理課 換地担当

電話 027-321-1275 (区画整理課 直通)



お手続きの概要は高崎市ホームページからもご確認いただけます。